



高校入試 Questions & Answers

◆推薦選抜の合格者決定の方法

Q 推薦選抜で、隣接学区からの合格者数が隣接学区からの許容人数に達しない場合、当該学区の合格者数はその分増えることになりますか？
また、その場合、一般選抜の募集定員はどうなりますか？

A 当該学区の受検者の中に、校長が合格の条件を満たしていると認める受検者がいる場合には、当該学区の募集枠を超えて合格させたことがあります。この場合には、一般選抜における当該学区の募集枠は、推薦選抜の募集枠を超えて合格された人数分だけ減らし、その分だけ隣接学区からの許容人数を増やすことになります。

A 普通高校を例として説明します。

解説 推荐選抜において、当該学区の受検者から「当該学区の募集枠」を3人超えて合格させた場合

推薦入試の合格者

$$\text{当該学区} = (e) + 3\text{人} = 65\text{人}$$

$$\text{隣接学区} = (d) - 3\text{人} = 7\text{人}$$

一般入試の募集定員

$$\text{当該学区の募集枠} = (h) - 3\text{人} = 139\text{人}$$

$$\text{隣接学区からの許容人数} = (g) + 3\text{人} = 29\text{人}$$

Q 推荐選抜で、当該学区の受検者数が当該学区の募集枠に達しない場合、隣接学区からの受検者を隣接学区からの許容人数を超えて合格させることができますか？
また、その場合、一般選抜の入学定員はどうなりますか？

A 隣接学区からの受検者の中に、校長が合格の条件を満たしていると認める受検者がある場合には、隣接学区からの許容人数を超えて合格させることができます。この場合には、一般選抜における隣接学区からの許容人数は、推薦選抜の許容人数を超えて合格させた人数分だけ減らし、その分だけ当該学区の募集枠を増やすことになります。

A 普通高校を例として説明します。

解説 推荐選抜において、隣接学区の受検者から「隣接学区からの許容人数」を2人超えて合格させた場合

推薦入試の合格者

$$\text{当該学区} = (e) - 2\text{人} = 60\text{人}$$

$$\text{隣接学区} = (d) + 2\text{人} = 12\text{人}$$

一般入試の募集定員

$$\text{当該学区の募集枠} = (h) + 2\text{人} = 144\text{人}$$

$$\text{隣接学区からの許容人数} = (g) - 2\text{人} = 24\text{人}$$

◆募集枠と許容人数

Q 推荐選抜と一般選抜での隣接学区からの許容人数はどのように決めるのですか？

A 隣接学区からの許容人数は募集定員に入学許容率をかけた人数となります。したがって、当該学区の募集枠は募集定員からその人数を引いた人数となります。

解説

募集定員が240人(a)で隣接学区からの入学許容率が15%の**A普通高校**を例として説明します。

●推薦選抜と一般選抜を合わせた隣接学区からの許容人数 $240\text{人} \times 0.15 = 36\text{人}$ (b)
したがって、推薦選抜と一般選抜を合わせた当該学区の募集枠は
 $240\text{人} - 36\text{人} = 204\text{人}$ となります。

1 推荐選抜の募集定員等

・推薦選抜の募集定員（推薦枠が30%の場合） $240\text{人} \times 0.3 = 72\text{人}$ (c)

推薦選抜における隣接学区からの許容人数	$72\text{人} \times 0.15 = 10.8\text{人} \rightarrow \text{小数点以下切り捨て}$	10人(d)
推薦選抜における当該学区の募集枠(c)-(d)	$72\text{人} - 10\text{人}$	62人(e)

2 一般選抜の募集定員等

・一般選抜の募集定員 $(a) - (c) = 240\text{人} - 72\text{人} = 168\text{人}$ (f)

一般選抜における隣接学区からの許容人数 (b)-(d)	36人-10人	26人(g)
一般選抜における当該学区の募集枠 (f)-(g)	168人-26人	142人(h)

◆一般選抜における志願変更

Q 一般選抜で、志願変更することができるどのような場合ですか？

A 志願者の総数が募集定員を超えた（倍率が1.0倍を超えた）場合には、当該学区と隣接学区の普通科へ1回だけ志願変更することができます。（専門高校、総合学科、専門学科、定時制の場合は県内すべての学校・学科へ志願変更できます。）

ただし、隣接学区からの志願者については、全体の志願倍率が1.0倍を超えない場合でも、隣接学区からの志願者数が隣接学区からの許容人数の1.5倍を超えた場合には、隣接学区からの志願者は1回だけ志願変更することができます。

なお、一般選抜の志願状況については、全体の志願状況のほかに、隣接学区からの志願状況についても情報提供します。

◆一般選抜の合格者決定の方法

Q 一般選抜で、当該学区の受検者数が当該学区の募集枠に達しない場合、隣接学区からの受検者を合格させることができますか？
また、隣接学区からの合格者数が隣接学区からの許容人数に達しない場合、当該学区の受検者から合格させることができますか？

A そのようにする場合があります。

Q 全体の募集定員を超えた合格者ができる場合には、隣接学区からの許容人数はどうなりますか？

A 募集定員を超えた分については隣接学区からの入学許容率は適用しません。